

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年6月22日

4 処分理由

令和3年10月22日午後1時20分頃、勤務校教室において、当時同校第3学年男子生徒を指導した際、右手のひらで同生徒の左頬をたたくとともに、体罰について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠るなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 57歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年6月22日

4 処分理由

平成20年6月2日暴力行為により懲戒処分を受けるとともに、平成25年9月12日体罰により懲戒処分を受けたにもかかわらず、令和3年11月13日午後6時40分頃、勤務校において、当時同校第1学年男子生徒を指導した際、痛い目を見ないと分からないのか、などという不適切な発言を行い、同生徒に恐怖感を与えるなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）